認証官任命式

1月九日午後三時十分、宮中において、検事長西川克行及び同尾崎道明の認証官任命式が行われた。

講書始の儀

1月十日午前十時三十分、宮中において、講書始の儀を行われ、東京大学名誉教授榊山紘一は「歴史としての印刷文化」、東京大学名誉教授菅野和夫は「日本的雇用システムと労働法制」、高エネルギー加速器研究機構特別栄誉教授小林誠は「粒子と反粒子―対称性の破れをめぐって―」について進講した。

官報告

国家試験

平成26年度弁理士試験の施行

弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第７条の規定に基づき、平成26年度弁理士試験施行について、次のとおり公告する。

平成26年１月15日

工業所有権審議会会長　野間口　有

1　試験の内容　弁理士試験は筆記試験及び口述試験により行い、筆記試験に合格した者でなければ口述試験を受験することはできない。また、筆記試験は短答式及び論文式により行い、短答式による試験に合格した者でなければ論文式を受験することはできない。

なお、試験問題は平成26年４月１日現在において施行されている特許法等に関して出題する。

2　試験の期日

⑴　短答式筆記試験　平成26年５月25日（日）

⑵　論文式筆記試験　短答式筆記試験に合格した者について、平成26年７月６日（日）に必須科目を、平成26年７月27日（日）に選択科目を行う。

⑶　口述試験　論文式筆記試験に合格した者について、平成26年10月下旬に行う。

なお、詳細な口述試験の期日は、４月中に官報で公告する。

⑷　時間割等　短答式筆記試験、論文式筆記試験及び口述試験の時間割等については、受験者に対して別途通知する。

3　受験地

⑴　短答式筆記試験　東京、大阪、仙台、名古屋及び福岡

⑵　論文式筆記試験　東京及び大阪

⑶　口述試験　東京

※受験地「東京」は東京都の、「大阪」は大阪市の、「仙台」は仙台市の、「名古屋」は名古屋市の、「福岡」は福岡市の、それぞれ近傍を含む。なお、詳細な試験会場については、４月中に官報で公告する。

4　合格発表（予定）

⑴　短答式筆記試験　平成26年６月18日（水）

⑵　論文式筆記試験　平成26年９月29日（月）

⑶　最終合格　平成26年11月11日（火）

5　受験手続　弁理士試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより、次の書面等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

⑴　受験願書（工業所有権審議会が交付するものを用いること。）

⑵　写真（受験願書提出前３月以内に帽子を着用せず正面から単身で上半身を撮影した、縦4.5㎝×横3.5㎝の大きさのものを受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

⑶　12,000円の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

⑷　弁理士法第11条の規定により各号に定める試験の免除を受けようとする者は、同条各号に該当することを証する以下に掲げる書面

①　第11条第１号を証明する書面　弁理士試験短答式筆記試験合格通知（写し）

②　第11条第２号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知(写し)

③　第11条第３号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知(写し)

④　第11条第４号を証明する書面

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定通知書（写し）

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定通知書、大学院修了証明書及び大学院成績証明書

⑤　第11条第５号を証明する書面　特許庁において審判又は審査の事務に従事した期間が通算して５年以上になる者であることを特許庁長官が証明する書面

⑥　第11条第６号を証明する書面

一　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条に規定する修士又は博士の学位を有する者のうち、当該学位の授与に係る論文の審査に合格した者

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書

二　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条第１項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書

三　技術士であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第１号から第５号までに掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者

・技術士登録等証明書

四　一級建築士

・一級建築士免許証（写し）(各都道府県の建築士会で原本照合を受けたものに限る。)

五　電気事業法第44条第１項に規定する第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者

・第一種電気主任技術者免状（写し）又は第二種電気主任技術者免状（写し）

六　薬剤師

・薬剤師免許証（写し）

七　情報処理技術者試験規則第６条第２項の規定により情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている者であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第５号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者

・情報処理技術者試験合格証明書

八　電気通信事業法第46条第３項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者

・電気通信主任技術者資格者証（写し）

九　司法試験に合格した者

・司法試験合格証明書

※司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験の第２次試験又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第２次試験を受け、当該試験に合格した者については、司法試験第２次試験合格証明書

十　司法書士

・登録事項証明書

十一　行政書士

・登録事項証明書

※上記④のうち、短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定について、平成26年度弁理士試験に適用される申請の締切日は、平成26年２月27日（木）とする（必着）。

※上記⑥の一及び二について、平成26年度弁理士試験に適用される選択科目免除資格認定申請及び選択科目免除資格仮認定申請の締切日は、平成26年２月27日（木）とする（消印有効）。

※上記⑤及び⑥の三、四、七、九から十一を証明する書面については、平成26年１月15日（水）から平成26年４月10日（木）までに発行されたものに限る。

6　受験願書の交付　平成26年３月３日（月）から平成26年４月10日（木）までの行政機関の休日に該当する日を除いた期間で、午前９時～午後５時の間に次の場所で交付する。

○特許庁〔東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　特許庁庁舎１階〕

○日本弁理士会〔東京都千代田区霞が関三丁目４番２号　商工会館・弁理士会館ビル〕

○北海道経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔北海道札幌市北区北８条西２丁目１札幌第１合同庁舎５階〕

○東北経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔宮城県仙台市青葉区本町三丁目４番18号　太陽生命仙台本町ビル７階〕

○関東経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館９階〕

○中部経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号　名古屋商工会議所ビル地下２階〕